

一．反対尋問

．問題の所在について

なぜ「方法の錯誤における併発事例」といえるのか。

．学説の状況について

「故意が心理的事実である」とはどういうことか。

．判例について

なぜこの判例を引用したのか。

．学説の検討について

「具体的な問題は生じない」とはどういうことか。

二．立論

学説の検討

(1) 方法の錯誤において故意犯は認められるかについて

この点、検察側と同じく、認識した内容と発生した内容が法定の構成要件の範囲内で符合している限り、故意犯は認められるとする説（b説）を採用する。

(2) 法定的符合説をとった場合、複数の故意が認められるかについて

この点検察側は、発生した犯罪事実の個数分の故意犯を認めるとして、数故意犯（説）を採用する。

しかし、故意責任の本質は「行為者が規範を乗り越えたといえるか」が重要であるところ、行為者は予期していない客体の結果発生においては規範の問題は与えられていないので、説は妥当ではない。

また、財産罪とは異なり、殺人罪の保護法益である生命は、個人的法益の中でもっとも重大な物であり、独立として評価される法益である。

とすれば、構成要件の故意の認識対象に故意の個数も考慮すべきである。

そこで、発生した犯罪事実のうち、もっとも重い結果に対し、一個の故意犯の成立を認めれば足り、それ以外の結果に対しては原則として過失犯の成立を認めるべきであるとする一故意犯説を採用する。

もっとも、未必の故意があれば故意犯は認められるが、本問を方法における併発事例とすれば、行為者が意図したところ以外の客体に対しては未必の故意は認められない。この点からも説は妥当でないとする。

本問の検討

甲のAに対する罪責については、甲は拳銃を強取る目的で、Aを狙撃した結果、意図したAに胸部という人の急所ともいべき部位に傷害を負わせている。もっとも死という結果を発生させるには至らなかったため、甲はAに対しては強盗殺人未遂罪（240条後段、243条）が成立する。次にBに対する罪責について傷害結果は負わせているが、前述のとおり、一故意犯説の立場から、故意の個数は重要であり、考慮すべきである。本問においてBが現れたのはほんの偶然であって、甲はBに対しては未必の故意は有していない。よって甲が意図しない客体たるBに対しては過失傷害罪（209条1項）が成立する。

以上より、甲はAに対しては強盗殺人未遂（240条後段、243条）の罪責を負い、Bに対しては過失傷害罪（209条1項）の罪責を負う。

以上